

第4章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策等
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- 4 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実状に応じて地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定することになっています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を記載することになっています。

本市の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

本市の教育・保育提供区域

区域	該当事業	考え方
市全域 (1区域)	施設型給付	事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、市全域を1つの区域として、事業を実施していきます。
	地域子ども・子育て支援事業	

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設の確保の方策及び実施時期を設定します。

1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

平日日中の教育・保育

認定区分		対象施設	事業概要
1号	子どもが満3歳以上で保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園 ・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
		共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園 認定こども園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上で保育の必要あり	共働きの家庭 認定こども園及び保育所	・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満で保育の必要あり	共働きの家庭 認定こども園・保育所及び小規模保育等	・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 〔小規模保育等〕地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応

（※本市の場合、幼稚園はすべて認定こども園に移行しています。）

2 提供区域

子ども・子育て支援給付における提供区域は、全市を1つの提供区域として設定します。

3 量の見込みの概要

量の見込みについては、子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査（以下「アンケート」）の結果を用いて、国の手引書（計算書等）で推計することを基本に、過大な見込み量（供給過剰）とならないように、現在の利用状況と比較検討を行いました。

4 「量の見込み」の考え方

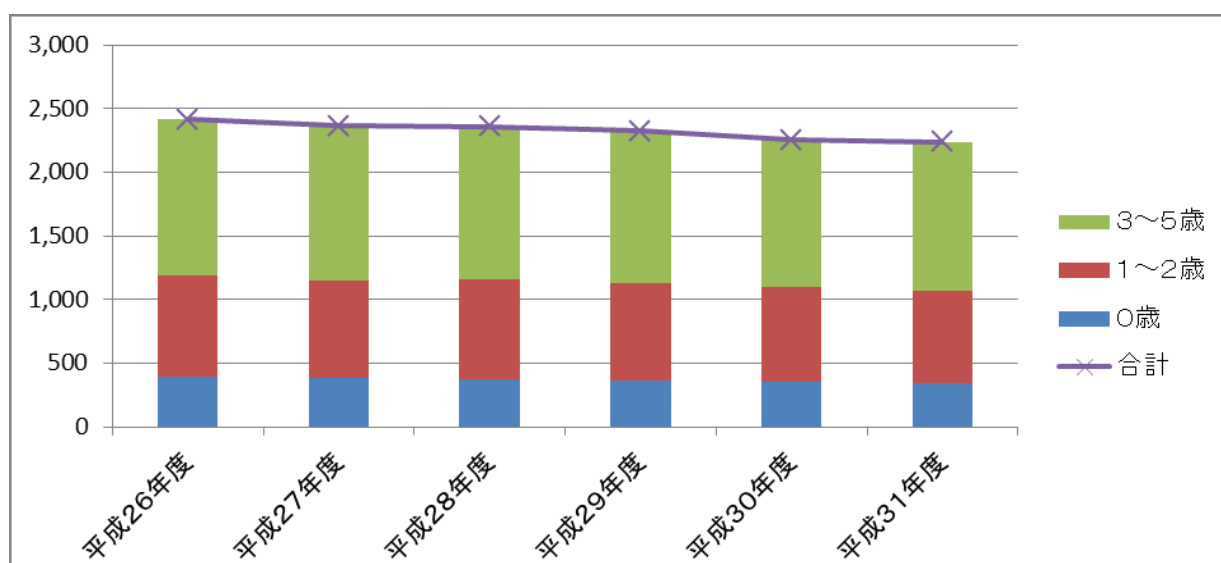
（1）国の手引書に基づく「量の見込み」の計算方法

- ① 設定区域ごとに計画期間における対象の子どもの数を推計します。
- ② アンケート結果から、子どもの年齢ごとに家族類型割合に区分した児童数を算出します。
この家庭類型割合には、保護者の就労希望を加算しています。
- ③ 家族類型ごとの施設や事業の利用意向率を②に乗じて見込み人数を算出します。
- ④ ③で得た結果に、対象年齢の人口推計に対する現在の施設の現在の利用状況等を考慮して一定の補正を加え、量の見込みを算出しました。

（2）人口推計

人口推計は、平成17年度から平成26年度までの0歳児人口を基に、第11次倉吉市総合計画で見込んだ人口減少率を乗じて算出しました。

市域全体	各年度4月1日					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年齢						
0歳	398	388	378	368	358	348
1～2歳	794	760	786	766	746	726
3～5歳	1,225	1,219	1,194	1,192	1,148	1,164
合計	2,417	2,367	2,358	2,326	2,252	2,238



(3) 家庭の就労形態による認定方法

3～5歳		母親の就労形態		
		フルタイム	パート	無業
父親の就労形態	フルタイム	1号		
	パート			
	無業			

0～2		母親の就労形態		
		フルタイム	パート	無業
父親の就労形態	フルタイム	1号		
	パート			
	無業			

- ・フルタイム 週5日程度・1日8時間程度の就労
- ・パート フルタイム以外のパート・アルバイト
- ・無業 無業・専業主婦（夫）

5 量の見込みと確保の方策等

平日日中の教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。

			(単位:人)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳～ 就学前	1号認定	認定こども園	100	98	95	93	90
	2号認定	認定こども園・ 保育所	1,112	1,099	1,087	1,074	1,062
1・2歳	3号認定	認定こども園・ 保育所	569	559	549	539	529
0歳			197	192	187	182	177
合計			1,978	1,948	1,918	1,888	1,858

(※上記表中において、本計画期間中の地域型保育事業（小規模保育等）の利用はないものと見込みました。)

6 確保の内容及び実施時期

教育・保育の量の見込みに対し、現在の教育・保育施設の定員数を下回っているため、現在の教育・保育施設で必要数が確保できると考えます。その結果、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

											(単位:人)		
年度		平成27年度			平成28年度			平成29年度					
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号			
		3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳			
量の見込み		1,212	197	569	1,197	192	559	1,182	187	549			
確保方策	保育所・ 認定こども園	100	1,112	197	569	98	1,099	192	559	95	1,087	187	549
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		100	1,112	197	569	98	1,099	192	559	95	1,087	187	549

								(単位:人)	
年度		平成30年度				平成31年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳		0歳	1~2歳	3~5歳		0歳	1~2歳
量の見込み		1,167		182	539	1,152		177	529
確保 方 策	保育所・ 認定こども園	93	1,074	182	539	90	1,062	177	529
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
計		93	1,074	182	539	90	1,062	177	529

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

5年間の計画期間(平成 27 年度から平成 31 年度)における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

(1) 利用者支援事業【新規事業】

【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所(行政窓口等)で支援をします。

【市の取組みの現状】

子育て支援センターや子ども家庭課、保健センター等の各窓口で相談等を受け付けています。また、「くらし子育て応援ガイドブック」や「市のメール配信サービス」などで、妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容等】

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

対象年齢(0～5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保の内容(箇所)	1	1	1	1	1

対象年齢(小1～6年生)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保の内容(箇所)	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育や保育の事業を実施することとなっています。制度やサービスの変更が生じ、制度の移行が円滑に行われるよう、利用希望者の相談に対し適切な情報提供を一元的に実施し、子育て支援サービスの質の向上を図ります。今後、ニーズの推移を見ながら必要な支援箇所の確保について検討してまいります。

(2) 延長保育事業

【事業概要】

時間外保育事業は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間(標準時間:11時間、短時間:8時間)を超えて保育する事業です。

【市の取組みの現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(11時間保育)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。平成26年度現在、市内24箇所の公立保育所と認定こども園で11時間を超えて延長保育を実施しています。

■延長保育の実施箇所数

(下表は私立保育所のみの実績)

	H23	H24	H25
年間対象人数(人):A	12,397	12,778	12,791
年間延べ利用人数(人):B	27,229	27,187	28,227
月平均利用回数(回) (B/A/12)	0.18	0.18	0.18

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容等】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
対象人数(人)	1,885	1,850	1,822	1,795	1,768
月平均利用回数(回)	0.18回	0.18回	0.18回	0.18回	0.18回
量の見込み(人)	339	333	328	323	318
確保の内容(人)	339	333	328	323	318

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

量の見込み以上に確保しており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

(3) 放課後児童クラブ

【事業概要】

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊びを通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【市の取組みの現状】

放課後児童クラブは、児童館・児童センター、小学校の空き教室、専用のクラブ室等を拠点として、各小学校区に1から2クラブ、市全体で 15 クラブが設置されています。その利用者は、平成25年度まで5か年間概ね横ばい傾向にありますが、クラブにより利用規模に大きな差があり、利用者が多いクラブでは施設面積が限界に近いところも出てきています。

■放課後児童クラブ実績（小1～3年生）

	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数(人)	1,315	1,258	1,258	1,247	1,277
利用実人数(人)	536	535	545	535	540
利用率(%)	40.8%	42.5%	43.3%	42.9%	42.2%

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容等】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 対象年齢（小1～3年生）

	H27	H28	H29	H30	H31
推計児童数(人)	1,302	1,258	1,235	1,228	1,201
平均利用率(%)	41.6%	41.3%	41.7%	42.1%	42.3%
量の見込み(人)	542	525	515	517	508
確保の内容(人)	542	525	515	517	508

対象年齢（小4～6年生）

	H27	H28	H29	H30	H31
推計児童数(人)	1,249	1,272	1,260	1,302	1,258
低学年からの 継続利用率(%)	36.0%	38.4%	39.3%	40.7%	39.7%
量の見込み(人)	195	202	202	209	201
確保の内容(人)	195	202	202	209	201

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

放課後児童クラブについては、子どもの人口の減少に伴い、平成27年度をピークに、需要量も少しずつ減少していくことが予想されます。このため、中長期的な放課後児童クラブの需要を踏まえ、児童館をはじめ、公共施設の有効活用や民間施設の活用等を積極的に行い、量の確保に努めていきます。

校区別登録児童数の推移と平成25年度利用率

小学校名	クラブ名	H21	H22	H23	H24	H25	H25 利用率
上北条小学校	上北条児童クラブ	28人	26人	34人	33人	32人	23.9%
河北小学校	ポプラ学級	44人	56人	73人	66人	78人	19.1%
	倉吉東学童クラブ	58人	51人	57人	63人	61人	2.9%
西郷小学校	倉吉東学童クラブ						18.6%
上灘小学校	ぶるーむ学級	48人	64人	61人	61人	56人	19.6%
成徳小学校	成徳学童クラブ	19人	23人	25人	26人	30人	20.7%
明倫小学校	明倫児童クラブ	28人	33人	35人	30人	25人	16.7%
灘手小学校	灘手児童クラブ	22人	17人	17人	20人	16人	32.0%
小鴨小学校	小鴨児童クラブ	63人	74人	71人	72人	67人	17.3%
	みのりクラブ	72人	58人	48人	42人	38人	2.6%
社小学校	みのりクラブ						9.0%
	社児童クラブ	35人	37人	41人	43人	46人	14.8%
北谷小学校	北谷児童クラブ	38人	33人	36人	35人	37人	17.3%
高城小学校	高城児童クラブ	35人	19人	27人	26人	19人	25.3%
上小鴨小学校	上小鴨学童クラブ	36人	27人	26人	25人	32人	32.7%
関金小学校	関金児童クラブ	43人	44人	35人	33人	34人	25.0%
山守小学校	山守児童クラブ	24人	22人	15人	18人	17人	43.6%
		593人	584人	601人	593人	588人	

※H25 利用率は、各年度別小学校児童数(5月1日現在)に対する登録児童数の割合

校区別利用者数の見込みと新制度基準による利用可能人数

小学校名	クラブ名	H26(5月1日)		H27	H28	H29	H30	H31	新制度基準での 利用可能人数
		1~3年	4~6年						
上北条小学校	上北条児童クラブ	40人		48人	48人	47人	44人	47人	53人
		40人	0人						
河北小学校	ポプラ学級	81人		98人	88人	102人	94人	94人	66人
		81人	0人						
	倉吉東学童クラブ	8人							
西郷小学校	倉吉東学童クラブ	6人		61人	61人	57人	56人	54人	34人
		6人	2人						
上灘小学校	ぶるーむ学級	57人		82人	87人	85人	94人	96人	58人
		47人	10人						
成徳小学校	成徳学童クラブ	68人		22人	21人	18人	18人	15人	41人
		65人	3人						
明倫小学校	明倫児童クラブ	33人		35人	35人	38人	39人	34人	53人
		23人	10人						
灘手小学校	灘手児童クラブ	33人		12人	17人	15人	15人	10人	43人
		33人	0人						
小鴨小学校	小鴨児童クラブ	12人		138人	126人	120人	123人	123人	33人
		82人							
	82人								
社小学校	みのりクラブ	8人		84人	91人	93人	90人	87人	54人
		8人							
	8人								
北谷小学校	北谷児童クラブ	28人		37人	37人	32人	39人	43人	43人
		25人							
	25人								
高城小学校	高城児童クラブ	49人		31人	32人	29人	28人	29人	70人
		41人							
上小鴨小学校	上小鴨学童クラブ	41人		34人	30人	25人	28人	22人	35人
		29人							
関金小学校	関金児童クラブ	32人		39人	40人	35人	30人	27人	77人
		32人							
山守小学校	山守児童クラブ	27人		16人	14人	21人	28人	28人	33人
		27人							
合計		651人		737人	727人	717人	726人	709人	747人
		587人	64人						

※上記表の網掛け部分は、新基準での面積要件に基づく最大利用可能人数を上回るクラブ

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合及び経済的理由などにより一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童養護施設などの実施施設で一時的に児童等をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

実施施設において、日中又は宿泊を含めた複数期日、児童等の養育・保護を行うショートステイ事業と、平日の夜間(午後又は夕方から概ね午後9時位)又は休日に児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行うトワイライトステイ事業があります。

【市の取組みの現状】

ショートステイ事業については、平成26年度は児童養護施設「因伯子供学園」、母子生活支援施設「倉明園」、「ブルーインター」の3施設で実施しています。トワイライトステイ事業については、児童養護施設「因伯子供学園」で実施しています。

利用の状況としては、子どもの養育について親族や知人等を頼ることができない家庭や、生活等に困窮するなど、緊急一時的に利用する家庭が増えており、一部の家庭は継続的利用になっている状況がみられます。

■ショートステイ事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間利用延べ人数(人)	15	8	74	117	242
設置箇所数	1	1	1	3	2

■トワイライトステイ事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
年間利用延べ人数(人)	0	0	4	24	6
設置箇所数	1	1	1	2	2

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容等】

■ショートステイ事業

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人日)	240	255	270	285	300
確保の内容(人日)	240	255	270	285	300
確保の方策(箇所)	4	4	4	4	4

■トワイライトステイ事業

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人日)	24	48	72	96	120
確保の内容(人日)	24	48	72	96	120
確保の方策(箇所)	2	2	2	2	2

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在、ショートステイ事業が市内に3箇所、トワイライトステイ事業が1ヶ所とそれぞれ実施箇所があり、利用者促進を図るためにも、利用者のニーズを捉えながら引き続き事業を継続します。また、里親の活用等もしながら、要保護児童に対する支援に資する事業との連携により、支援が必要な家庭への対応ができるようにします。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問(生後2か月まで)を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【市の取組みの現状】

新生児訪問(生後2か月まで)とこんにちは赤ちゃん訪問(生後2か月から4か月まで)事業を実施しており、訪問家庭数の90%以上は、複数回数の訪問を実施しています。

■新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
出生数(人)	416	390	458	402	415
訪問数(人)	403	381	445	396	408
訪問率(%)	96.9%	97.7%	97.2%	98.5%	98.3%

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人) (0歳児人口)	388	378	368	358	348
訪問率(%)	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
0歳児人口×訪問率(人)	380	370	361	351	341
実施体制(人)	25	25	25	25	25
実施機関	倉吉市保健 センター	倉吉市保健 センター	倉吉市保健 センター	倉吉市保健 センター	倉吉市保健 センター
	子育て総合支援 センター・保育所	子育て総合支援 センター・保育所	子育て総合支援 センター・保育所	子育て総合支援 センター・保育所	子育て総合支援 センター・保育所

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

社会を取り巻く変化を的確に捉え、現行の体制を維持しながら事業を実施します。

実施内容としては、①育児に関する不安や悩みの相談への助言②子育て支援に関する情報提供③親子の心身の状況や養育環境の把握④要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整などを行います。

実施体制は、保健センターの保健師、子育て総合支援センター、公立保育園の保育士の他、非常勤の保健師、保育士等が、乳児のいるすべての家庭を訪問し、各機関と連携をとりながら保護者が地域とつながりを持ち、安心して子育てができるような環境づくりを行います。また、里帰り出産などの場合にも、自治体間の連絡体制をとり同様のサービスが受けられるようになります。

なお、平均訪問率(98.0%)については、出産後に母子が長期間にわたり里帰りや転居する場合、産後休暇明けに職場復帰や保育所に入所する場合、その他の事情により家庭訪問が困難な家庭やケースがあることによるもので、この場合においては直接又は間接的に所在や理由等を確認することで対応していきます。

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他、要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、子育て経験者が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業です。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他、要保護児童に対する支援に資する事業）は、児童福祉法第 25 条の2第1項に規定により設置した要保護児童地域対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組みを実施するとともに、養育支援訪問事業等、要支援家庭等への支援の中核機関となり進行管理等を行うなど、関係機関の情報交換や支援内容の協議等を行うことにより適切な保護、支援及び予防につなげていくものです。

【市の取組みの現状】

市では、通報や相談によるもののほか、母子保健事業及び乳児家庭全戸訪問事業により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）等について、関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて迅速な対応を図るとともに、予防の促進を行っています。

また、要保護児童対策地域協議会構成員や調整機関職員を対象とした研修や各種会議を実施して、構成員の専門性向上と連携強化を図っています。

■養育支援訪問事業実績（事業開始：H22年10月）

	H21	H22	H23	H24	H25
訪問実人数(人)	—	2	3	5	4
訪問延べ人数(人)	—	34	65	72	52

■要保護児童対策地域協議会実績

	H21	H22	H23	H24	H25
代表者会議(回)	—	1	1	1	1
実務者会議(回)	—	3	3	3	3
個別支援会議(回)	33	46	64	71	85

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■養育支援訪問事業の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人日) (利用延べ人数)	120	150	180	210	240
確保の内容(回数)	120	150	180	210	240

※本市では、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込みと確保の方策については設定しないこととします。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

乳幼児全戸家庭訪問事業や母子保健の取り組み等の中で、養育支援の必要な家庭を把握し、利用へとつなげていきます。

また、要保護児童の早期発見、適切な対応及び予防のため、支援のネットワークの調整機関である要保護児童対策地域協議会の機能及び体制、関係機関との連携を強化するとともに、関係職員の研修を

実施し、支援内容の充実を図ります。

さらに、必要な家庭に適切に対応していくやめに、訪問員の確保に努めてまいります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【市の取組みの現状】

子育て支援センターを4か所(うち3か所は保育所併設型、1か所はセンター型)で開設しています。未就学児とその家族を対象に、交流の場の提供、子育ての相談、情報提供、子育てセミナーや各種講座・イベントのほか、母子保健や他の子育て支援事業と連携した多様な事業を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業実績

		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
対象者数(0～5歳)(人)	(A)	2,578	2,490	2,515	2,451	2,417
対象者数(0～2歳)(人)	(B)	1,319	1,269	1,205	1,211	1,196
利用延べ人数(人)	(C)	17,613	13,033	16,565	19,979	21,492
支援センター0～2歳 延べ利用人数推計(人)	(D) (C×0.555 ×0.8)	7,820	5,787	7,355	8,871	9,542
支援センター0～2歳 平均延べ利用率(%)	(E) (D/B)	592.9%	456.0%	610.4%	732.5%	797.9%
支援センター数		4	4	4	4	4

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	1,148	1,164	1,134	1,104	1,074
利用率(%)	809.0%	809.0%	809.0%	809.0%	809.0%
量の見込み(人日)	9,287	9,417	9,174	8,931	8,689
確保の内容(箇所)	4	4	4	4	4

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

主に就園前の児童とその家族が利用する施設となっており、保育所とともに子育て支援の拠点としての機能を担っていますが、センター型に利用が集中する傾向にあります。

必要量は現状で確保できますが、事業実施場所等について、ニーズや事業内容等を考慮しながら適正な配置を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園(本市では認定こども園の幼稚園部分)在園児を対象とした預かり保育事業と、就学前までの保育所未利用の児童を、保護者の疾病、出産及び親族の看護、育児疲れなどでフレッシュしたいときなどに保育所でお預かりする一時預かり事業があります。

【市の取組みの現状】

平成 26 年度現在、すべての幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育事業を実施し、保育所における一時預かり事業については、5箇所の保育所を実施しています。

■保育所における一時預かり事業の利用実績(対象年齢：0～5歳児)

	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数(人):A	2,611	2,578	2,490	2,515	2,451
利用実人数(人)	66	72	53	58	39
利用延べ人数(人):B	308	409	301	339	262
利用率(%) (B/A)	11.8%	15.9%	12.1%	13.5%	10.7%

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 (認定こども園) 1号認定による利用(3～5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	1,219	1,194	1,192	1,148	1,164
量の見込み(人日)	438	429	429	413	419
確保の内容(人日)	438	429	429	413	419

(認定こども園) 2号認定のうち教育の利用希望の強いと想定される者(3～5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	1,219	1,194	1,192	1,148	1,164
量の見込み(人日)	22,963	22,493	22,454	21,625	21,927
確保の内容(人日)	22,963	22,493	22,454	21,625	21,927

(認定こども園以外) 対象年齢(0～5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	2,367	2,358	2,326	2,252	2,238
量の見込み(人日)	253	252	249	241	239
確保の内容(人日)	253	252	249	241	239

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

① 1号認定及び2号認定による一時預かり

認定こども園の一時預かりは、在園児の利用によるものが大半です。市内の3箇所の認定こども園は、平成26年度からすべて幼保連携型認定こども園に移行し、平成27年度からは新制度での幼保連携型認定こども園への移行が想定されるため、3～5歳児の在園児が一時預かりを利用される場合を見越して、今後各園が2号の利用定員を確保される見込みであることから、必要量は確保できるものと考えます。

新制度では、地域子ども子育て支援事業の一時預かり事業を活用し、市内認定こども園に委託して確保してまいります。

② その他の一時預かり（主に保育所を想定）

現在の認可保育所での一時預かり事業を継続してまいります。

(9) 病児保育事業

【事業概要】

病児保育事業(病児・病後児保育事業)は、保育所や幼稚園(認定こども園)、小学校(3年生まで)などに通園・通学する児童が、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

「病児保育事業」は児童が病気のととき、また、「病後児保育事業」は児童が病気回復期にあるとときで、家庭で看ることができず、集団保育が困難な場合にお預かりする事業です。

【市の取組みの現状】

市では、「病児保育事業」を平成 24 年7月から厚生病院内に開設した「きらきら園」で、「病後児保育事業」を野島病院の「すくすく園」で行っています。平成 26 年度からは、小学3年生まで対象年齢を拡大し、併せて届出保育施設(事業所内保育所、無認可保育所等)に通園する子どもも新たに対象としました。

■病児保育事業実績(病児・病後児の合計) 対象年齢(0~5歳児)

	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数(人年)	20,234	20,455	20,143	23,820	23,695
利用延べ人数(人)	161	234	347	469	506

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

対象年齢(0~5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人年)	22,892	22,861	22,601	21,936	21,848
量の見込み(人日)	547	546	540	525	522
確保の内容(人日)	547	546	540	525	522

対象年齢(小1~6年生)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人年)	30,780	30,456	30,012	30,360	29,400
量の見込み(人日)	93	91	90	91	88
確保の内容(人日)	93	91	90	91	88

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

病児保育事業(病児・病後児保育事業)について、現在対象児童を受入れられる施設が市内に2箇所しかなく、収容人数に制約があることから、希望されるときに利用できない場合も生じることが想定されます。中・長期的な検討課題として、病後児保育については、現在の施設の病児保育への転換と保育所併設型の病後児保育室の整備も視野に入れながら、受入れ体制の充実について検討してまいります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【市の取組みの現状】

ファミリー・サポート・センターを平成 22 年 12 月に開設し、会員数も年々増加しています。平成 26 年度から依頼会員の対象年齢を0歳から中学3年生まで拡大しました。

■ファミリー・サポート・センター事業実績

	H22	H23	H24	H25
対象者数(0～11歳)(人)	5,094	5,056	5,002	4,963
対象者数(0～5歳)(人)	2,578	2,490	2,515	2,451
利用延べ件数(件)	18	112	160	193
高学年会員数(人)	1	2	11	19
低学年会員数(人)	1	3	3	3
高学年利用率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
低学年利用率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 対象年齢(0～5歳児)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	2,367	2,358	2,326	2,252	2,238
利用率(%)	10.9%	12.4%	13.9%	15.4%	16.9%
量の見込み(人日)	258	292	323	347	378
確保の内容(人日)	258	292	323	347	378

対象年齢(小1～小3年生)

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	1,311	1,256	1,225	1,219	1,194
量の見込み(人日)	13	12	12	12	12
確保の内容(人日)	13	12	12	12	12

対象年齢（小4～小6年生）

	H27	H28	H29	H30	H31
対象者数(人)	1,254	1,282	1,276	1,311	1,256
量の見込み(人日)	12	13	13	13	12
確保の内容(人日)	12	13	13	13	12

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

会員数も年々増加している傾向にありますが、提供会員（両方会員も含む）については、開設後4年が経過し、年齢等の関係で退会する会員もいることから、この1・2年の傾向としては、微増の状態となっています。提供会員の確保対策として、養成講座の開催や、様々な機会を捉えて周知を図り、呼びかけを行っていきます。

また、依頼会員については、必要な人の利用につながるよう、随時の相談に加え、相談しやすい体制をつくるとともに、ポスターやチラシ等の自治公民館等への配布、病院・ショッピングセンター等、子育て世帯が足を運びやすい場所への配付、さらにメール配信等も活用しながら、周知の徹底を行います。

また、安定した組織運営を行うため、会員への情報提供や研修会、さらに交流会等を通じて会員相互の親睦や情報共有を行います。

(11) 妊産婦健康診査

【事業概要】

妊産婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【市の取組みの現状】

妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

■妊産婦健康診査の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
受診票交付者数(人)	446	488	498	454	412
延受診数(人)	4,688	5,353	5,492	4,787	5,219
1人当たり受診票使用枚数(枚)	10.5	11	11	10.5	12.7

【提供区域】

1区域(市全体)

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		H27	H28	H29	H30	H31
受診票交付者数(人)		442	438	434	430	426
1人当たり受診票使用枚数(枚)		11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
延受診者数(人) (量の見込み)		4,906	4,862	4,817	4,773	4,729
確保の方策(人)	実施場所	厚生病院・レディースクリニックひまわり・うつぶきクリニック、あけしまレディースクリニック、県内医療機関等	厚生病院・レディースクリニックひまわり・うつぶきクリニック、あけしまレディースクリニック、県内医療機関等	厚生病院・レディースクリニックひまわり・うつぶきクリニック、あけしまレディースクリニック、県内医療機関等	厚生病院・レディースクリニックひまわり・うつぶきクリニック、あけしまレディースクリニック、県内医療機関等	厚生病院・レディースクリニックひまわり・うつぶきクリニック、あけしまレディースクリニック、県内医療機関等
	受診票交付枚数	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健診を実施する医療機関等と連携体制を図り、適切な支援を行います。

検査項目に関しては、鳥取県が定める診査項目により、鳥取県が推奨する14回の健診を実施します。

また、里帰り等で県外の医療機関で受診する場合は、受診票が使用できないため、出産後に手続きを行うと鳥取県の契約単価を上限として費用の助成が受けられるため、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう、母子健康手帳交付時に制度の説明を行うなど、対象者への制度の周知徹底を図ります。

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

【市の対応方針】

本市では、新制度移行後の各施設の実費徴収の状況を見ながら補足給付の実施の有無を検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

（１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【市の対応方針】

本市では、特定教育・保育の必要量に対して必要となる施設が確保できているため、新制度移行後の状況を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

4 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

○平成 27 年度からの本市の幼児期の学校教育・保育施設は、保育所 13 施設、幼保連携型認定こども園 3 施設になります。認定こども園は、保護者の就労状況およびその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、どの地域でも選択できる環境になることが望ましいと考えます。

○現在、認定こども園は上井・成徳・明倫地区に設置されており、特定の地域に集中しているため、今後、認定こども園の利用状況やニーズ等を把握したうえで、保育所からの移行を検討していきます。

○特に中山間地域においては、状況をみながら公立保育園の認定こども園化を検討していきます。

(2) 質の高い学校教育・保育の提供

○質の高い学校教育・保育を行うために、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で求められる保育や多様なニーズに対応できるよう、今後においても保育教諭、保育士等関係職員の研修を実施し人材育成に努めます。

○小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保するよう、小・中学校と保育所、認定こども園との連携を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

○各家庭、子どもの状況に応じた子ども・子育て支援給付を保障するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域のニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない多様かつ総合的な支援を行っていきます。